

70 歳未満の方

限度額適用認定証について

医療機関へ保険証と一緒に『限度額適用認定証』を提示されますと、入院時および通院時に支払う医療費(一部負担金)が、下表の金額(自己負担限度額)までとなります。

尚、『限度額適用認定証』を交付されましたら直ちに病院窓口にご提示下さい。

適用区分	区分	自己負担限度額 (3回目まで)	自己負担限度額 (4回目以降※1)
標準報酬月額 83万円以上	ア	252,600円 +(総医療費-842,000円)×0.01	140,100円
標準報酬月額 53万円~79万円	イ	167,400円 +(総医療費-558,000円)×0.01	93,000円
標準報酬月額 28万円~50万円	ウ	80,100円 +(総医療費-267,000円)×0.01	44,400円
標準報酬月額 26万円以下	エ	57,600円	44,400円
低所得者 (住民税非課税)	オ	35,400円	24,600円

※1…4回目以降とは、過去12ヶ月以内の高額療養費の該当回数のことです。

~有効期限は、申請月の初日から7月31日までになります。

引き続き必要な場合は、更新して医療機関に提示して下さい。

- 食事代・保険診療とならないもの(自費分)等は上記金額とは別に支払いをすることになります。
- 入院と同月内に、世帯員の方で同一医療機関への支払額が21,000円を超える自己負担があった場合は、合算対象となります。
- 世帯員に変更があった場合は、自己負担限度額が変わる場合があります。
- 住民税非課税世帯の方も「限度額適用・標準負担額減額認定証」が申請できます。

手続きに必要なもの:保険証、印鑑

詳しくは、加入先の協会けんぽ、勤め先、または市区町村役場・各総合出張所の国民健康保険課までお問い合わせ下さい。